

第廿二條

凡場合ハ支部聯合會ヲ組織スルモノトス  
支部聯合會ニハ左ノ機關ヲ設クルモノトス  
一 大會  
二 執行委員會

第廿三條

支部聯合會ハ大會代議員ハ支部ヨリ選出スル  
モノトシ共ニ選出比率ハ別表ノ定ムル所ニ依  
ル

第廿四條

支部聯合會ノ規約ハ中央執行委員會ノ承認ヲ  
經ルヲ要ス

第二章 支部

第廿五條

支部ハ中央執行委員會ノ承認ヲ經テ地理的區  
劃ニ依リ黨員五十名以上ヲ以テ組織スルモノ  
トス

但シ必要ナル場合ハ中央執行委員會ノ承認ヲ  
得テ適宜之ヲ組織スルモノトシ得

第廿六條

支部ニハ左ノ機關ヲ置クモノトス  
一 總會  
二 幹事會  
三 會計會

第廿七條

黨員ハ支部ノ承認ヲ經テ加入スルモノトス  
支部ハ黨員ノ加入ニ依リ組織スルモノトス

第廿八條

支部ハ黨員ノ加入ニ依リ組織スルモノトス  
支部ハ黨員ノ加入ニ依リ組織スルモノトス

第廿九條

支部ハ黨員ノ加入ニ依リ組織スルモノトス  
支部ハ黨員ノ加入ニ依リ組織スルモノトス

第三十條

支部ハ黨員ノ加入ニ依リ組織スルモノトス  
支部ハ黨員ノ加入ニ依リ組織スルモノトス

第三十一條

支部ハ黨員ノ加入ニ依リ組織スルモノトス  
支部ハ黨員ノ加入ニ依リ組織スルモノトス

第三十二條

支部ハ黨員ノ加入ニ依リ組織スルモノトス  
支部ハ黨員ノ加入ニ依リ組織スルモノトス

第八章 附則

第三十三條

支部ハ黨員ノ加入ニ依リ組織スルモノトス  
支部ハ黨員ノ加入ニ依リ組織スルモノトス

第三十四條

支部ハ黨員ノ加入ニ依リ組織スルモノトス  
支部ハ黨員ノ加入ニ依リ組織スルモノトス

第三十五條

支部ハ黨員ノ加入ニ依リ組織スルモノトス  
支部ハ黨員ノ加入ニ依リ組織スルモノトス